



令和7年度  
社会福祉法人説明会

---

相模原市 福祉基盤課 指導監査室



## 目的

- 正確な情報の伝達・共有
- 過誤等の未然防止

## 概要

- 令和7年度の指導監査の結果等からみた  
社会福祉法人運営・会計管理の確認





# 講習内容

1. 令和7年度に多かった指摘事項
2. 改正論点
3. 運営・経理事務の体制について
4. 役員報酬と費用弁償について
5. 現況報告書について





# 1. 令和7年度に多かった指摘事項



# 令和7年度に多かった指摘事項

項目及び監査事項	指導監査結果通知書の主な内容
I-3-(1)-2 評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。	評議員会を連続して欠席している評議員がいたため、評議員全員が出席できるよう日程調整をするなど適切な措置を講じると共に、実際に評議員会に参加できない者を名目的に選任することがないようにしてください。
I-5-(2)-1 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていなかったため、同意書を徴収するか、又は同意があった旨を理事会議事録に記載してください。
I-6-(1)-1 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	役員改選に係る理事会の招集手続が、適切に行われていませんでした。定時評議員会終結後に、選任された役員全員に理事会招集通知の省略の同意を確認し、理事会を開催してください。その際、同意書を徴収するか、若しくは同意があった旨を議事録に記載してください。
I-8-(4)-1 法令に定める情報の公表を行っているか。	財務諸表等電子開示システムの届出による報酬等の公表額が、実際の報酬額等と相違していました。公表に当たっては、金額の確認を徹底し、正しい報酬額等を公表してください。
Ⅲ-3-(2)-1 経理規程を制定しているか。	経理規程に定める残高照合が適正に行われていること及び月次試算表が経理規程のとおり理事長に提出されていることが確認できませんでした。現金及び預貯金の残高は、経理規程に定める頻度で帳簿と照合し、会計責任者の確認を受けてください。また、月次試算表は経理規程で定める日までに理事長の承認を受けてください。
Ⅲ-3-(3)-3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	寄附金の受入れに当たっては、寄附金台帳を整備するとともに、寄附者に対し発行した領収書の控えを保管するようにしてください。
Ⅲ-3-(3)-3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	予算及び補正予算が定款に定めるとおりに評議員会の承認を受けていませんでした。資金収支予算書は定款等に定める手続により作成してください。
Ⅲ-4-(4)-4 契約等が適正に行われているか。	随意契約において、複数の業者から見積書を徴する必要があるところ徴していない事例がありました。契約手続を行う際は、複数の業者から見積書を徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断してください。
Ⅲ-4-(4)-4 契約等が適正に行われているか。	理事会の決議又は専決規程に沿った理事長等の承認を得る前に、契約を締結している業務委託案件がありました。経理規程等に基づき、適正に契約事務を行ってください。

評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。

<指導監査結果通知書の主な内容>

評議員会を連続して欠席している評議員がいたため、評議員全員が出席できるよう日程調整をするなど適切な措置を講じると共に、実際に評議員会に参加できない者を名目的に選任することがないようにしてください。

<POINT>

評議員会は、開催回数も少ないので、一度も出席できないということがないように、十分に日程調整を図る。

# 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。

## <指導監査結果通知書の主な内容>

監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていなかったため、同意書を徴収するか、又は同意があった旨を理事会議事録に記載してください。

## <POINT>

- 仮に、理事長に不正を行う余地があり、監事が抑止のために活動していた場合において、監事の監視を嫌う理事長の独断により監事が交代させられることがないよう、監事の選任について監事の独立性を保つための手続であること。
- 監事の同意書を徴収する。又は監事の両名が出席した理事会の場で同意の意思表示を行う(議事録に同意のある旨が記載される。)

理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。

<指導監査結果通知書の主な内容>

役員改選に係る理事会の招集手続が、適切に行われていませんでした。定時評議員会終結後に、選任された役員全員に理事会招集通知の省略の同意を確認し、理事会を開催してください。その際、同意書を徴収するか、若しくは同意があった旨を議事録に記載してください。

<POINT>

任期満了に伴う定時評議員会后、遅滞なく理事長を選任するためには、招集通知省略の同意を取ることが有用。招集通知省略の同意書を新役員全員から徴収するか(メールも可)、同意があったことを議事録に記載する必要がある。

# 法令に定める情報の公表を行っているか。

## <指導監査結果通知書の主な内容>

財務諸表等電子開示システムの届出による報酬等の公表額が、実際の報酬額等と相違していました。公表に当たっては、金額の確認を徹底し、正しい報酬額等を公表してください。

## <POINT>

- 特例の有・無を正しく理解し、公表を行いましょう。
- 役員報酬等の額は、費用弁償を含みません。

# 経理規程を制定しているか。

## <指導監査結果通知書の主な内容>

経理規程に定める残高照合が適正に行われていること及び月次試算表が経理規程のとおり理事長に提出されていることが確認できませんでした。現金及び預貯金の残高は、経理規程に定める頻度で帳簿と照合し、会計責任者の確認を受けてください。また、月次試算表は経理規程で定める日までに理事長の承認を受けてください。

## <POINT>

- 実務上可能な期限を経理規程に定める。
- 現金の残高の確認は、法人の経理規程に定めた頻度で行う。
- 小口現金限度額や定額資金前渡制度なのか、随時資金補充制度なのかを要確認。  
このほか固定資産現在高報告書の作成も要注意

計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

<指導監査結果通知書の主な内容>

寄附金の受入れに当たっては、寄附金台帳を整備するとともに、寄附者に対し発行した領収書の控えを保管するようにしてください。

<POINT> ※ ガイドラインの記載

- 寄附金申込書、寄附金領収書(控)、寄附金台帳の記録は全て対応しているか確認する。
- 寄附者が匿名の場合等、寄附金申込書、寄附金領収書(控)が入手できない場合は寄附金台帳にて徴取できなかった旨や、金額、用途等の記録を行うようにする。

計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

<指導監査結果通知書の主な内容>

予算及び補正予算が定款に定めるとおりに評議員会の承認を受けていませんでした。資金収支予算書は定款等に定める手続により作成してください。

<POINT>

- 定款における予算の定めを再確認しておく。
- 経理規程との記載の齟齬も要注意
- 定款違反状態だと、指摘の程度も重くなりやすい。

# 契約等が適正に行われているか。

## <指導監査結果通知書の主な内容>

随意契約において、複数の業者から見積書を徴する必要があるところ徴していない事例がありました。契約手続を行う際は、複数の業者から見積書を徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断してください。

## <POINT>

- 随意契約の合理的な理由を意識し、稟議書に記載を明確にする。  
(経理規程の何条何号に該当する合理的な理由かを明確にするとより良い。)
- 徴取した見積書は、稟議書に綴っておく。

# 契約等が適正に行われているか。

## <指導監査結果通知書の主な内容>

理事会の決議又は専決規程に沿った理事長等の承認を得る前に、契約を締結している業務委託案件がありました。経理規程等に基づき、適正に契約事務を行ってください。

## <POINT>

- 稟議書の決裁日、理事会承認の前に契約を行わない。
- 事前に複数見積を取る習慣をつけておく。



## 2. 改正論点



# 会計基準の改正（平成28年11月改正）

補助金事業収益は、平成28年の会計基準の改正により補助金事業収益（公費）と補助金事業収益（一般）とに区分されている。

勘定科目説明より ※ 次のとおり区分ができていないケースが多い

勘定科目	小区分	説明
補助金事業収益	（公費）	（介護保険・障害者総合支援法等各種事業）に関連する事業に対して、 <u>国及び地方公共団体から</u> 交付される補助金事業に係る収益をいう。
補助金事業収益	（一般）	（介護保険・障害者総合支援法等各種事業）に関連する事業に対して、 <u>国及び地方公共団体以外から</u> 交付される補助金事業に係る収益をいう（共同募金からの配分金（受配者指定寄附金を除く）及び助成金を含む）。介護保険に関連する補助金事業に係る利用者からの収益も含む。

赤い羽根共同募金等の配分金は補助金事業収益（一般）で会計処理する！

# 会計基準改正（令和3年11月改正）

## 15 満期保有目的の債券について（会計基準省令第4条第5項関係）

### (1) 評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

### (2) 保有目的の変更について

満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。満期保有目的の債券に分類している債券のうち、その一部を満期保有目的の債券以外の有価証券への振替又は償還期限前に売却を行った場合には、満期まで保有する意思を変更したものとして、他の満期保有目的債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。さらに、当該変更を行った年度及びその翌年度においては、新たに取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。ただし、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等により、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合は、満期まで保有する意思を変更したものとはしない。したがって、保有目的の変更を行う必要はない。

満期保有目的債権の買替えは  
要注意！

# 社会福祉法改正（令和元年改正令和3年施行）

○ 令和元年の会社法の一部改正に併せて、社会福祉法人においても、役員等（理事、監事又は会計監査人）に対する**補償契約**や**役員等賠償責任保険**（D&O保険）が適切に運用されるよう、これらの契約締結に必要な手続等を明確化するため、社会福祉法等について所要の改正を行ったもの。  
（令和3年3月1日施行）

## 【補償契約】

（社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の2）



## 【役員等賠償責任保険】

（社会福祉法第45条の22の2の規定により準用される一般法人法第118条の3）



（定義）

- 補償契約とは、役員等に対して、
  - ア 役員等がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用  
（例：弁護士費用や損害に関する調査費用等）
  - イ 役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、損害賠償金又は和解金を支払うことにより生ずる損失について、費用等の全部又は一部を社会福祉法人が補償することを約する契約をいうこと。

（補償契約を締結する場合に必要な手続）

- 補償契約の内容を決定するには、**理事会の決議**によらなければならないこと。
- 補償契約に基づく補償を行った理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての事実を理事会に報告しなければならないこと。
- 当該報告の概要につき、理事会の議事録に記載すること。

○（経過措置）

上記内容は、令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用すること。

（定義）

- 役員等賠償責任保険とは、社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいうこと。
  - ※ ただし、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものは除く。  
（例：生産物賠償責任保険・企業総合賠償責任保険・個人情報漏洩保険や、自動車賠償責任保険・任意の自動車保険・海外旅行保険等）
- （役員等賠償責任保険に加入する場合に必要な手続）  
役員等賠償責任保険の内容を決定するには、**理事会の決議**によらなければならないこと。（契約期間を延長する場合や保障内容の見直しを行う場合を含む。）

（経過措置）

- 上記内容は、令和3年3月1日より前に締結された保険契約には適用しないこと。
  - ※ 保険期間の始期にかかわらず、契約締結日で判断

# 通知改正（令和8年4月1日施行予定） 社会福祉法人の入札契約等の取り扱いについて

## 1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

(1)～(3) (略)

(4) 価格による随意契約（(3)アの契約をいう。）は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、次の上限額（金額）を超えない場合には、2社以上の業者からの見積りで差し支えないこと。

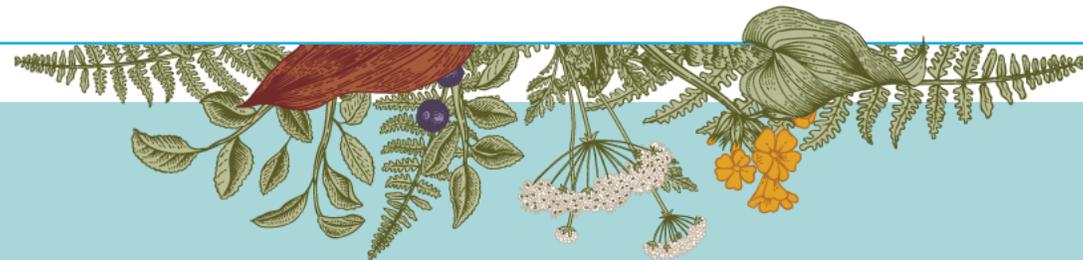
経理規程  
要改正

改正後		改正前	
契約内容	上限額	契約内容	上限額
工事又は製造の請負	400万円	工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品等の買入れ	300万円	食料品・物品等の買入れ	160万円
上記に掲げるもの以外	200万円	上記に掲げるもの以外	100万円





### 3. 運営・経理事務の体制について



# 運営・経理事務の体制について①

## <課題点>

- 事務体制が十分に確保されていない。
- 法人事務や会計事務を実質1名で行っている。
- 法人事務や会計事務について、チェック機能(複数人で正確性を検証する体制)が設けられていない。
- 会計顧問が、社会福祉法人実務を知らない会計事務所が担っている。
- 法人運営を任せられる人がいない(後継者がいない)。

# 運営・経理事務の体制について②

## <改善の方向性>

- 法人事務や会計事務について、複数名で携わるようにする。
- 理事長や事務長が、チェックを行うことのできる体制を築く。
- マンパワーの少ない組織でも、上長の承認を得る仕組みにして、けん制機能を持たせる。
- 会計顧問は、相談できる事務所が望ましい。アウトソーシングで、経理事務を担ってくれる会計事務所もある。
- 後継者が育つ仕組みをつくる。
- 公表されている社会福祉法人事務様式などを活用する。
- 指導監査事前提出資料については、指導監査がない年度も、自己点検として活用する。

## <例>

- 島根県 社会福祉法人様式集

[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/syakaihukushi/houjin\\_service/18san\\_kousiryoku.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/syakaihukushi/houjin_service/18san_kousiryoku.html)

- 神奈川県定款細則例

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/75758/teikansaisoku.pdf>



## 4. 役員報酬と費用弁償について



# 役員報酬と費用弁償について①

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ

## 【問 45】

交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

## 【答】

1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。

なお、名称(「車代」等)にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

※ 費用弁償と記載があっても、費用弁償10,000円というように明らかに報酬である場合は、役員報酬とみなされる。また、源泉徴収されている費用弁償も実質的に報酬であるため、支給基準で定める対象になる。

# 役員報酬と費用弁償について②

評議員の報酬の額は定款の記載事項となっています。(法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条)

一般法人法第196条 評議員の報酬等の額は、定款で定めなければならない。



(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる

定款を変更しても、この額の記載を取ってはいけません。法令違反になってしまいます。

「評議員会において別に定める総額の範囲内」と変更することはできない。

無報酬の場合は、無報酬である旨を定めれば良い。  
なお、費用弁償分については報酬等に含まれない

## 役員報酬と費用弁償について③

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ

### 【問 46】

報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということの意味なのか。

### 【答】

1. 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第45条の35第1項）。

# 役員報酬と費用弁償について④

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ

【問 47】

現況報告書における

理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

【答】

1. 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
2. 他方、個人情報保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

# 役員報酬と費用弁償について⑤

この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに(法第45条の35第2項)、公表しなければならない(法第59条の2第1項第2号)。記載内容は以下の通り(施行規則第2条の42)。

①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分・常勤・非常勤別に報酬を定めること。  
常勤・非常勤別に報酬を定めること。

各理事の具体的な金額を理事長が決めることはできない

## ②報酬等の金額の算定方法

- (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。)
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

「支給の方法」が抜けやすい

## ③支給の方法

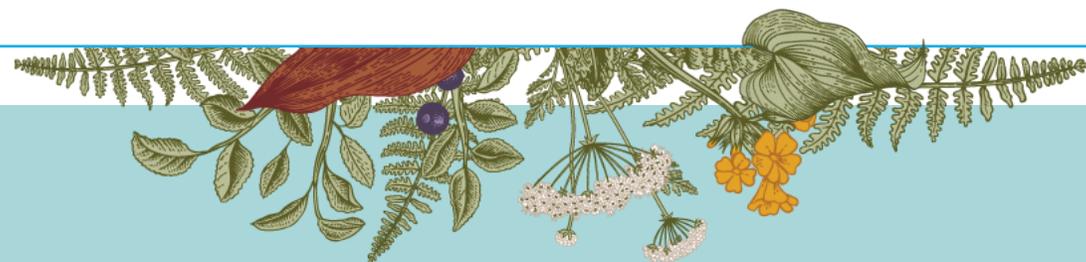
支給の方法とは、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込みか現金支給か)等をいう。

## ④支給の形態

支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。



## 5. 現況報告書について



# 現況報告書についてお伝えしたい点について①

## 現況報告書「理事全員の報酬等の総額」

職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨を明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

## 社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A

### 【問 10】

理事全員の報酬等の総額は、職員給与を受けている理事が複数いる場合も記載する 必要があるのか。

### 【答】

職員給与を受けている者が1人の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合に職員給与額を含めずに理事報酬等の総額として差し支えないこととしています。一方、職員給与を受けている理事が複数いる場合は個人の職員給与が特定されないため、職員給与額を含めて理事報酬等の総額に記載する必要があります。

# 現況報告書についてお伝えしたい点について②

社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するQ&A

## 【問 16】

廃止された拠点の拠点区分は、いつまで現況報告書に記載すべきか。また、廃止された拠点区分の情報をどのように記載するのか。

## 【答】

拠点区分貸借対照表の残高がゼロになったとしても、拠点区分事業活動計算書の「当年度 決算」欄に金額が計上される場合は、翌会計年度の拠点区分事業活動計算書の「前年度決算」欄に同じ金額を計上する必要があります。財務諸表等入力シートで作成する現況報告書と計算書類等は連動していますので、「前年度決算」欄を含めて拠点区分の計算書類に計上すべき金額がなくなるまで、廃止された拠点区分を現況報告書に記載することになります。現況報告書の拠点区分の情報については、たとえば、i) 「②事業所の名称」を変更した場合は、「前年度決算」欄に金額が自動繰越されないため再度入力する必要が生じる、ii) 入力必須の項目がある、といった財務諸表等入力シートの制限があります。従って、廃止された拠点区分については、廃止された時点の情報を引き続き記入してください。



ありがとう  
ございました

相模原市 健康福祉局  
地域包括ケア推進部 福祉基盤課  
指導監査室

\* 講師 \*

中台 弘樹 (監査法人アリア)